

# 法人成りのメリット・デメリット

## 1. 法人成りとは

法人成りとは、個人経営を会社組織に変えることです。会社組織にすることによって、経営意識に改革を図れ、社会的信用も増し、業務の拡大も図れます。また、納税の面で有利になる可能性も大きいです。

## 2. 税額を試算すると

現在、事業所得が500万円、所得控除が150万円(住民税も同じとする)の事業主が、会社組織に変えて、年間報酬額480万円(@40万円×12ヶ月)を給与として貰った場合の税金は次の通りとなります。この場合、法人所得は20万円(500万円-480万円)になります。

		個人経営の場合	会社組織の場合	節税額
個人	所得税	272,500 円	90,000 円	
	住民税	350,000	180,000	
	個人事業税	137,500	...	
法人	法人税	...	36,000	
	法人県市民税	...	76,200	
	法人事業税	...	5,400	
	地方法人特別税	...	4,300	
合計		760,000 円	391,900 円	368,100 円

(ただし、平成22年4月現在の法律により試算)

更に、国民健康保険に加入している場合、保険料は住民税に比例していますので、国民健康保険料も安くなるのが、多くあります。

## 3. 法人にすると、なぜ税金が安くなるのでしょうか？

- ①所得税は累進税率ですので、所得が大きくなると個人の税率の方が法人の税率より高くなってしまいます。
- ②会社から給料を取ると、サラリーマンの必要経費にあたる給与所得控除が認められ所得が小さくなります。
- ③家族給与が年間103万円までは所得税・住民税とも無税となり、かつ扶養控除や配偶者控除を受けられます(ただし、家族がそれなりの労働をした場合です)。

## 4. その他の税務上のメリットを挙げると

- ①個人事業で課税となる消費税がある場合、2年間納税が免除されます(資本金1000万円未満の場合)。
- ②事業所得が給与所得に転換されるので、個人事業税がありません。
- ③損失が出た場合翌期以降7年間繰り越し、利益と相殺できます(個人は3年間)。
- ④株式の売却損が発生した場合、他の利益と相殺できます(個人は事業所得と株式売却損は相殺できません)。
- ⑤保険商品を使った財務体質強化が可能になります(個人でも可能ですが金額に限界があります)。
- ⑥役員退職金の支給が可能で、経費で落とせます(個人事業では、事業主に退職金が出せません)。

- ⑦会社を使った相続対策も可能です。事業資産を株式に変えることで、事業承継も容易になります。更に、事業承継者への株式の贈与について、有利な税制を受けることも可能です。
- ⑧決算月を簡単に換えることができます(個人は12月決算のみです)。

#### 5. 経営上のメリットを挙げると

- ① 対外信用が増し、事業の拡大も支障なくでき、融資も受けやすくなります。
- ② 会社と個人をはっきり区分するので、経理内容が明確になります。
- ③ 毎月の経営内容がわかるので、資金管理が容易になります。
- ④ 社会保険に加入することにより、求人条件がアップし、人材の定着にも繋がります。

#### 6. その一方、法人成りのデメリットは

- ① 損失が出た場合でも、法人住民税の均等割が最低7万円かかります。
- ② 交際費の10%が費用として認められません。
- ③ 個人事業における事業主控除290万円がありません。
- ④ 法人税の申告は複雑なので、会計事務所等への費用がかかります。
- ⑤ 株式会社の場合には、定期的に役員変更登記が必要になり、登記費用が発生します。
- ⑥ 法人の設立費用がかかります(手数料込で約20万円～30万円前後)。
- ⑦ 従業員を1人でも雇用すると、社会保険への加入が義務付けられます。

#### 7. 結論として法人・個人どちらが得なのでしょう？

上記のとおり、必ずしも法人成りが得とは限りません。これから先の事業展開や全体の税負担などを考慮して総合的に判断する必要があります。

確実に言えるのは、個人事業で発生した納税額がトータルで7万円以下(利益が僅少)の場合、法人成りするのは見送った方が賢明です。逆にいうと、売上が多額で、利益が大きければ大きいほど法人成りのメリットを多く享受できる可能性が高いです。

例えば、消費税の2年間の免税金額だけで判断しても、

A、売上1億円(粗利益率70%)の法人の場合

$$10,000\text{万円} \times 5\% \times 70\% \times 2\text{年} = 700\text{万円}$$

B、売上1,000万円(粗利益率70%)の法人の場合

$$1,000\text{万円} \times 5\% \times 70\% \times 2\text{年} = 70\text{万円}$$

C、差額は630万円になります。消費税免税金額は当然会社の利益になり、法人税の課税対象になりますが、法人税分を控除してもなお手許に残る金額に大きな差がでます。

\*単純比較の為、人件費等は利益率から除外しています。

法人成りをすべきかどうかの税額シュミレーションは  
弊事務所にて無料で行っております。  
どうぞお気軽にお申し付け下さい！

井手聖子会計事務所